

令和2年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 令和2年3月13日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 令和2年3月13日 午後1時13分 委員長宣告
4. 審 査 事 項
 - 1 付託議案
 - 議案第24号 可児市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第26号 可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第27号 可児市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 2 事前質疑
 - (1) 外国籍市民への健（検）診の申込書等の表記について
 - 3 報告事項
 - (1) 可児市子ども・子育て支援事業計画（第2期）パブリックコメントの結果について
 - (2) 「子どもの生活状況実態調査」の結果報告
 - (3) キッズクラブ入室及び保育園入園状況について
 - (4) 老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について
 - (5) 高齢者孤立防止事業について
 - (6) あんしんづくりサポート委員会の状況について
 - (7) 国民健康保険税条例の一部改正について
 - (8) 令和2年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告について
 - (9) 学校給食費の状況について
 - (10) 可児市教育振興基本計画（案）パブリックコメントの結果について
 - 4 協議事項
 - (1) 高校生議会の意見書の取り扱いについて
 - (2) 春の議会報告会について
5. 出席委員 （7名）

委 員 長 田 原 理 香	副 委 員 長 川 合 敏 己
委 員 亀 谷 光	委 員 富 田 牧 子
委 員 野 呂 和 久	委 員 中 野 喜 一
委 員 松 尾 和 樹	

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

福祉部長	大澤 勇雄	こども健康部長	尾関 邦彦
教育委員会事務局長	瀬瀬 新吾	高齢福祉課長	水野 修
国保年金課長	三好 誠司	子育て支援課長	水野 伸治
こども課長	河地 直樹	健康増進課長	古山 友生
こども課主幹	前田 直子	教育総務課長	石原 雅行
学校給食センター所長	玉野 貴裕		

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊左次 敏宏	議会総務課長	梅田 浩二
議会事務局 書記	下園 芳明	議会事務局 書記	山口 紀子

○委員長（田原理香君） 皆さん、こんにちは。

時間前ですが、ただいまより教育福祉委員会を開会いたします。

なお、発言される方は委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

初めに、議案第24号 可児市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定により、本件について教育委員会に意見を聞いた結果、資料1の1のとおり教育長より回答を頂いております。

それでは執行部の説明を求めます。

○教育総務課長（石原雅行君） よろしく申し上げます。

資料ナンバー1. 議案書の26ページ、資料ナンバー6. 提出議案説明書の3ページをお願いします。また、別紙1-2を御覧ください。まずは、こちらの資料で説明させていただきます。

令和元年6月7日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されました。この資料の矢印下の改正後の下線のある部分になります。図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるものの設置、管理及び廃止に関することという1項が条文に追加され、地方公共団体の長が所管することが可能な事務が明確になりました。

既に、可児市は平成24年4月1日から「可児市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例」により、図書館等を市長部局へ移管しているため、条例を今回の法律改正に合わせた規定に改正するものです。

今までは、図書館などは文化に関することに含まれているという解釈であったため、改正によって実態を今回変更するものではありません。

議案書の26ページの条例の改正後を御覧ください。

1号に法律と同じ内容である図書館及び博物館の設置、管理及び廃止に関することを追加し、3号と4号についての文化に関することに関しても、法律に合わせた規定とし、文化財に関することも市長が管理し、執行する事務として明確にするものです。

実態に変更はないため、今回必ず改正しなければならないというものではございませんが、今後、法律改正が行われたときに何かそごが生じないように、また今回改正された法律に合わせて改正しておくものです。

この法律改正は、博物館や図書館を観光やまちづくりを進める上で市長部局が所管していたほうが効果的と判断する自治体が今は増えてきているため、地方からの提案として法律に明確にされたものです。

条例の施行日は、令和2年4月1日です。

先ほど、委員長さんから話がありましたように、お配りしています資料1のとおり、3月

5日付で議長宛てに回答してあります。

説明は以上です。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

これより議案第24号に対する質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは討論を終了いたします。

これより議案第24号 可児市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決をいたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員でございます。よって、議案第24号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○こども課長（河地直樹君） それでは、お願いいたします。

議案書の30ページと議案説明書3ページをお願いいたします。

なお、本条例改正は改正箇所が多いため、改正のポイントをまとめた資料を提出しております。資料番号は2となります。それに基づいて説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、1番の改正趣旨でございます。

当条例は、平成27年に現在の子ども・子育て支援新制度が開始される際に、内閣府令で定められた特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、または参酌して定めている条例でございます。

昨年の10月から始まりました幼児教育・保育の無償化に伴い改正された国の基準に従い、または参酌して改正するものでございます。

2の改正の概要でございます。

改正点は大きく3つあり、(1)食事の提供に要する費用の取扱いの変更、(2)特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の新設、(3)呼称の変更や条項のずれに伴う改正でございます。

まず、(1)の食事の提供に要する費用の取扱いの変更です。

表については、左が幼稚園等に通う子供、右が保育園等に通う子供となっております。上と下は改正前と改正後となっております。

主食費と副食費につきましては、これまで幼稚園等に通う子供は主食費、副食費とも実費徴収で、保育園等に通う3歳以上の子供は主食費が実費徴収で副食費は保育料に含まれておりました。改正後は、いずれも主食費、副食費とも、実費徴収となるものでございます。

ただし、市町村民税所得割合算額が一定未満の世帯の子供及び兄弟が2人以上いる第3子以降の子供については、副食費の徴収を免除するものでございます。

裏面の2ページをお願いいたします。

次に、(2)特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の新設でございます。

特定子ども・子育て支援施設等とは、このたびの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、施設等利用給付費の支給の対象となる施設のことで、具体的には新制度未移行幼稚園や認可外保育施設、預かり保育事業などでございます。これらの運営に関する基準を既存の特定教育・保育施設等の規定に準じて、新たに定めるものでございます。

内容としましては、記録や利用料等の受領、秘密保持等について、第53条から第61条で定めているものでございます。

(3)は支給認定子どもという表現を教育・保育認定子どもに変えるなど、子ども・子育て支援法の改正における呼称の変更や条項のずれに伴う改正を行っております。

最後に、施行日でございますが、令和2年4月1日としております。

幼児教育・保育の無償化は、昨年10月1日から始まっておりますが、市町村の準備期間を考慮し1年間は経過措置が設けられ、1年間は府令で定めた内容を条例で定めたものとみなすとされています。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○委員長（田原理香君） 御説明ありがとうございました。

これより議案第26号に対する質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」の声あり]

それでは討論を終了いたします。

これより議案第26号 可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員でございます。よって、議案第26号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号 可児市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○こども課長（河地直樹君） それでは、説明させていただきます。

議案書は68ページになります。議案説明書のほうは4ページになります。

当条例は、厚生労働省令の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に従い、または参酌して定めております。このたび、国の基準が改正されたことに伴い、当該基準を参酌して条例を改正するものでございます。

放課後児童健全育成事業、本市ではキッズクラブとなりますが、当事業の実施において、事業所ごとに放課後児童支援員を1支援単位、いわゆる1教室に1人を配置する必要があります。支援員の要件としては、保育士等の資格がある者や、2年以上児童福祉事業に従事した者で、県の認定資格研修を修了した者としております。

これまで、県の認定資格研修の受講については、経過措置を設け、令和2年3月31日までに修了したことを予定している者も放課後児童支援員とみなすことができる、いわゆるみなし支援員を設けてきました。このみなし支援員については、国の基準に従い、同様に条例でも規定しております。

これまで、事業に従事する者の数や基準については、国の基準に従うべき基準とされ、国の基準に従い、条例を規定してきましたが、このたび、従事する者の数や基準についても参酌すべき基準に見直しがされました。

これを受け、国の基準では、みなし支援員の経過措置は終了することとなりますが、市の条例では、県の認定資格研修を修了した者に当該研修を修了したことを予定している者も含むとする経過措置を3年間延長し、令和5年3月31日までとするものでございます。

市が経過措置を延長しますのは、本市のキッズクラブは御存じのように入室児童が増加し、教室が増加してきています。それに伴い、指導員を確保し、認定資格研修の受講資格がある指導員に研修を受講してもらい、放課後児童支援員の増員も図ってまいりました。

しかしながら、現状の放課後児童支援員の確保状況では、1支援単位に1人の支援員の配置を満たすことが困難なキッズクラブがあるためでございます。また、現状の体制において、経過措置があることにより、夏休み等における長時間勤務の抑制につながることもございます。

そのため、支援員の確保と県の研修の受講により、放課後児童支援員を増員していくため、経過措置期間を設けるものでございます。以上です。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

これより議案第27号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） このたび国の基準が変わって、参酌基準になったというお話だったと思うんですね。そうすると、緩くなったということになるというふうに思うんですけど、

そこで市としてはちゃんと修了をしていただきたいということから、こういうふうに延ばすということなんですけど、延ばした後、以降はどういうふうですか。

○**子ども課長（河地直樹君）** 県の研修は来年度もずっと開催されますので、現在もまだ受講されていない現役の指導員さんの方もいらっしゃいますので、そういう方に受講していただいて支援員を増やしていくということをやっ、令和5年3月31日までには何とかその基準を満たすようにしていきたいというふうに考えております。

○**委員（富田牧子君）** 令和5年3月31日まで、1教室1支援員になるようにとにかく研修をしてもらおうということがこの趣旨なわけですね。令和5年3月31日以降のことについては、それは本当にどうなるんですか。だって、結構人の出入りが多いと思うんですね、このキッズクラブの支援員って。やっぱりいつでも必ず資格のある人がいてもらわなきゃいけないわけですけど、そういったときにはどういうふうにされるおつもりですか。

○**子ども課長（河地直樹君）** この3年間延長しますのは、まず今の指導員の方が研修を受講して、教室も増えないということであれば、3年以内にクリアするということは考えております。ただし、今、委員さんがおっしゃったように異動がありますので、まだ将来的なことは確約はできませんけれども、それを目指してまずは3年間やっていくということになります。

3年後の状況ですけれども、この3年間というのは、国が今回参酌する基準に見直したわけなんですけども、これについても3年後にもう一度国は検証するということを言っておりますので、その時点で、国の方針も地方の現状を踏まえてどうするかということも出てまいりますので、それでまたどうするか、市としても対応を考えていきたいと思っております。

○**委員長（田原理香君）** ありがとうございます。

ほか、質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは討論を終了いたします。

これより議案第27号 可児市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員でございます。よって、議案第27号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任いただきたいと思いますが、皆様御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、ここで議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩 午後 1 時 32 分

再開 午後 1 時 33 分

○委員長（田原理香君） それでは、会議を再開いたします。

事前質疑 1. 外国籍市民への健（検）診の申込書等の表記についてを議題といたします。

質問者である野呂委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（野呂和久君） 可児市（健康増進課）が送付いたします健（検）診の申込書についてお伺いをいたします。

前年度中に新年度の健（検）診の申込書が届きます。申込書の内容が一部外国籍市民の中で分かりにくいという声をお聞きしました。また、受診の日時や医療機関を案内する通知も 1 か月前後に届きますが、その通知も分からないとのことでした。

1 つ目が、申込書と案内書は日本語表記以外はどの表記か現状をお聞きします。

2 つ目、今後、外国籍市民の増加も予想されます。今後の対応策をお伺いします。

○委員長（田原理香君） この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○健康増進課長（古山友生君） 回答させていただきます。

1 つ目の申込書と案内書は、日本語表記以外はどの表記か現状をお聞きしますという質問でございますが、現在、市が御案内しております健（検）診の申込書及び案内書は、日本語で表記しておりますが、外国籍の方が市から何の通知が届いたか分かるよう、封筒には健（検）診のお知らせである旨を英語とポルトガル語で表記しております。これにより、現在は市の通訳を通じて問合せが入り、個別に対応しております。

続いて、2 問目の今後、外国籍市民の増加も予想されます。今後の対応策をお伺いしますということでございますが、委員御指摘のように、今後は外国籍市民の増加も予想されますので、健康増進課としても、外国籍の方が必要とする言語で申込書やその後の案内等が届けられるのを理想としておりますが、現在の状況では、システムや通訳の人数及び通知書発送にかかる人の問題など、費用的にも人的にも時間的にも解決しなければならない問題が多くございます。

こうしたことから、今すぐに全てを対応するということは困難でございますが、まずは外国籍の方の対応といたしまして、令和 2 年度から特定健診、ぎふ・すこやか健診、各種がん検診の問診票はポルトガル語、タガログ語、英語の 3 か国語に翻訳し、各医療機関に配付予定をしております。以上でございます。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

この件に関して、質疑はございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しましては終了といたします。

続きまして、報告事項へ行きます。

報告事項1. 可児市子ども・子育て支援事業計画（第2期）のパブリックコメントの結果についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○子育て支援課長（水野伸治君） お願いいたします。

それでは、資料ナンバー4をお願いいたします。

こちらは、昨年12月の教育福祉委員会で御説明をさせていただきました本計画案につきまして、本年の1月17日から2月6日までの期間でパブリックコメントを実施いたしまして、お一人の方から1件の御意見を頂いております。

内容は、「森のようちえん 自然育児 こどもの庭」も幼稚園と認めて、ほかの幼稚園と同様に支援するべきというものでございました。

これに対する市の考え方といたしましては、法において規定されている基準を満たさない場合は幼稚園と認めることができませんが、自然保育の活動については、国や県においても認識されつつあることから、支援につきましては今後の課題といたしまして、国や県の動向を注視していきますと回答させていただきました。

結果、パブリックコメントに伴う計画案の修正はございませんでした。以上です。

○委員長（田原理香君） 説明ありがとうございました。

質疑はございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

それでは、発言もないようですので、この件に関しましては終了といたします。

続きまして、報告事項2に行きます。

「子どもの生活状況実態調査」の結果報告を議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○子育て支援課長（水野伸治君） 続きまして、よろしくをお願いいたします。

資料ナンバー5をお願いいたします。

今年度、実施しております可児市子どもの生活状況実態調査の結果につきまして、御報告いたします。

子供やその保護者を取り巻く現状や支援ニーズを把握して、そのニーズに見合った施策の企画や実施につなげることを目的といたしまして、昨年7月に市内の小・中学生がいる世帯を対象にアンケート調査を実施いたしました。岐阜県や他の自治体でも同様の調査を行っておりまして、比較もできるよう調査対象者や調査項目につきましては、基本的に合わせてございます。調査票につきましては、学校の御協力も頂きまして、夏休み前に配付をして、返信用封筒によって回収といたしております。回収率は保護者で35.8%、子供が31.3%となっ

ております。全体では約30%となりました。

もう一つの調査ですが、子育て支援に関わる59の関係機関や関係者に対しまして、支援者側から見た子供の現状や支援や課題などにつきまして、こちらはアンケートによる調査と一部ヒアリングによる聞き取り調査を実施いたしました。

調査結果につきましては、本日抜粋しての御報告という形になりますが、今後ホームページなどで全体を御報告していく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

2の調査結果になります。

可児市の子供の貧困率を算出いたしましたところ、6.2%となりました。ここでは、国民生活基礎調査での所得の中央値、244万円の2分の1に当たる122万円、これを下回る世帯を貧困層と定義してございます。

調査対象者や方法など、異なる部分もございますので、単純比較はできないかもしれませんが、平成27年に実施されました国民生活基礎調査におきます日本の子供の貧困率13.9%より大きく下回る結果となりました。岐阜県や美濃加茂市と比べても低い結果となっております。

2ページからは、主な結果概要を御報告させていただきたいと思っております。

まず1つ目に、現在の暮らしをどのように感じているかの問いに対する結果でございます。

「大変苦しい」と「やや苦しい」との回答を合わせますと31%となりましたが、平成30年の国民生活基礎調査の結果によると、62.1%が苦しいと回答しているところから見ますと、全国と比べて暮らしには少しゆとりがあると見ることもできるかと思っております。

また、岐阜県や多治見市、美濃加茂市での同じ質問の結果も載せさせていただいております。

続いて、2の進学につきましてです。

保護者に対しまして、どの段階まで子供に教育を受けさせたいですかと調査した結果が下の2つの表になります。

この項目は、所得区分1の貧困層とそれ以外の所得区分とで分けて算出してございます。

アの高校までと回答した保護者につきましては、所得に関わらず9割近い保護者が希望しておりますが、イの大学・大学院までとなりますと、やはり所得区分2から4まででは15.3%が家計を理由に断念しておりますが、区分1におきましては4割近くになってございます。

続いて、3ページにおきましては、中学2年生の子供に最終進学先を聞いたところ、進学を希望するアの表と現実的に行くことになる見通しを聞いたイの表で大きく開きが現れましたのが、区分1におきまして大学となっております。こちらで25ポイントもの開きがございました。

続いて、3につきましては、親子のコミュニケーションについて聞いております。

子供との会話の頻度や子供への信頼感に関しまして、区分1の保護者のほうが子供と触れ合い、また信頼していると見ることができると思っております。

次のページでは、小・中学生ともに、区分1の子供がどの区分よりもよく褒められると感じておりまして、時々あるというのを含めても比較的多い結果となっております。

4につきましては、子供向けの活動や施設サービスがあれば利用したいかどうかを保護者に調査いたしましたところ、小学生の保護者では、子ども食堂のニーズが高いものの、全体的に学習支援と無料体験活動のほうにもニーズの高さが見られております。

5につきましては、幼稚園や保育園、学校、民間支援団体へのアンケートとヒアリングの中から、貧困の状態にあると思われる家庭に必要なと思う支援を上げてもらいました。

子供の心や身体が大事であると同時に、保護者の自立支援や就労支援も必要であるとの意見が多くありました。また、支援のために連携が必要な機関といたしまして、多くの公的機関の連携が必要であるとされています。そのほかに、意見としまして、各公的機関による支援の情報が欲しい、どこに相談したらいいのかが広く知らされていないといった意見も多く頂きました。

調査に御協力いただきました59の機関のうち、23の機関が貧困の状態にあると思われる子供の支援に実際に携わったことがあると御回答を頂いております。子供の生活や学習の状況、また実施している支援ですとか、またそれに対する課題などについて、詳細に御回答も頂くことができました。

今回の子育て世帯を対象としました調査の結果と、実際に支援する窓口や現場から見た現状や課題を整理いたしまして、今後関係部署や関係機関の共通の認識とするとともに、今実施しております取組と照らし合わせまして、今後の方向性を検討してまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○委員長（田原理香君） 報告ありがとうございました。

質疑はございませんでしょうか。

○委員（富田牧子君） まとめていただいて、よかったです。読ませていただきましたが、ちょっと1つお尋ねしたいんですけど、独り親で生活保護で小学生の子供がいるといった場合、保護費はどれぐらいになりますか。

○子育て支援課長（水野伸治君） 申し訳ございません、そこまでちょっと算出してございません。

○委員（富田牧子君） というのは、私は何が聞きたかったというと、保護費の1.5倍のところまで就学援助が大体やれるわけですけど、ここでいうと所得区分のどこら辺まで就学援助の対象になっているのかというのが聞きたかったので、そういう問いをしたんですけど。

○子育て支援課長（水野伸治君） 申し訳ございませんでした。

この結果を受けまして、まだこれから詳細に分析をさせていただきたいなというところもございます。他の調査において、244万円、122万円という区分がございましたので、今回ダイレクトに当てはめた、直の結果だけで御報告させていただきましたが、今後、可児市の部分について、ちょっと分析等を横断的にこれから検討してまいりたいと思いますので、よろ

しくお願いいたします。

○委員（富田牧子君） 本当に所得が少なく、生活保護以下の所得という方も結構あったりするという事の中で、本当に就学援助が皆さんに届いているのか、それで自分はちゃんと権利があって、それで子供たちにそういうものを受けられるんだということを皆さんに知ってもらって、少しでもそういう生活の改善につながればなと思っておりますので、ぜひそこら辺、ちょっと詳しく調べていただいて、また教えてください。

○子育て支援課長（水野伸治君） ありがとうございます。もう少し分析をさせていただいて、また改めて機会を設けさせていただきまして、御報告させていただきたいと思っております。

○委員長（田原理香君） よろしくお願いいたします。

ほか、質疑はございませんでしょうか。

○副委員長（川合敏己君） まとめていただきまして、ありがとうございます。

ちょっと伺いたいんですけども、子供向けとして学習習熟度についてのアンケートも取られているんですけども、この取りまとめはどの辺りで見ることができますでしょうか。

○子育て支援課長（水野伸治君） 習熟度につきまして、ちょっと個々の案件につきましては、まだ全てをまとめ切っていませんので、大変申し訳ございません、また改めて御報告の機会を頂ければと思っております。

○委員長（田原理香君） お願いいたします。

ほか、ございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しましては終了といたします。

続きまして、報告事項3つ目、キッズクラブ入室及び保育園入園状況についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○こども課長（河地直樹君） よろしく申し上げます。

資料のほうは、教育福祉委員会資料ナンバー6になります。2枚物になっておりまして、1枚目がキッズクラブの入室申請状況について、2枚目が保育園の入園児童数等の状況についてになっております。

まず、1枚目のキッズクラブについて説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

まず1番、キッズクラブの申請児童数の推移がグラフになっております。こちらのほうは令和2年度の入室申込状況ですけれども、通年においては真ん中の点線グラフになりますけれども、こちらが昨年に比べて58人の増。それから、長期、一番下になりますけれども、昨年に比べて4人増ということで、全体でプラス62人、1,335人の申込みがあったということになります。増加していますけれども、この増加の一番メインは、やはり低学年の申込みが増えています。通年で51人申込みが増えているような状況です。

通年で申込みが増えていますのは、帷子小、土田小、広見小が大きく増えているような状

況でございます。

それから2番目、キッズクラブの入室調整の状況についてでございます。

これは、まだ現在2月1日のこととなりますけれども、入室利用の必要性の高い低学年、こちらのほうは11月に入園申込みを受け付けまして、まず優先的に入室決定をさせていただいております。その後、1月に高学年の入室申込みを受け付けまして、空いている分だけで高学年の受入れをしているという状況でございます。

それから、3番目です。通年の申請者の一部に対して、長期への振替を依頼して調整は済んでおります。こちらのほうは、通年の利用は難しいですけれども、長期だけでも、長期というと夏休みは1日とかになりますので、その夏休みだけでも受入れをしていくというようなことで振替をしております。振替をさせていただいたのは、全部で44人ということになります。

それから、次に待機の状況でございます。待機の状況につきましては、表にありますように、通年で9名、それから長期で20名、計29名の待機となっております。

待機状況となりますけれども、通年につきましては今渡北小の5年生が1人、それから春里小の5年生が1人、それから広見小の5年生が7人と、計9人になります。

長期につきましては、今渡北小の5年生が4人、それから今渡南小6年が2人、それから土田小5年が4人、帷子小5年が7人、春里小5年が3人という状況になっております。

増えているところについては、学校の教室の確保が必要になってまいりますので、教室の確保について、教育委員会及び学校と引き続き協議を重ねている状況でございます。

最後、3番です。キッズクラブの主な施設の整備と受入れについてでございます。

土田小のほう、先ほど申し上げましたように入室申込者数が増えておりますので、土田小については学校敷地内に専用の施設を建設することを予定しております。令和2年度予算に建築費を計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。また、今渡北小、帷子小、広見小では、学校の借用を現在も学校と調整しているような状況でございます。

キッズクラブにつきましては以上です。

続きまして、2枚目の保育園のほうの説明をさせていただきますので、お願いいたします。

保育園のほうは、まず1番の保育園の入園申込状況についてでございます。

これは、11月中に申し込んだ件数となっております。

左から年が並んでおりますけれども、平成31年度受付分としまして、令和2年の新規入園受付分でございます。

年齢ごとにはなっておりますけれども、ゼロ歳児が49人、1歳が171人、2歳が70人、3歳が104人、4歳が23人、5歳が14人という状況になっております。一番右のほうに前年度増減が出ておりますけれども、1歳が多く、46人増となっております。次いで、3歳が20人増、あとはゼロ歳、2歳、4歳も増という状況になっております。トータルで昨年に比べて90人の申込みが増えたという結果が出ております。

続きまして、2番の入園児童数についてでございます。

こちらのほうは、先ほどの入園申込者数で調整できた方と今の在園児の方をスライドさせて、見込みとして出している数字です。

ゼロ歳児のほうは49名、それから1・2歳児については490名、3歳から5歳については924名が来年4月から在園するという見込みでおります。計1,463名となりますけれども、こちらの数字は下の米印にありますように、市内在住の児童が市内外の保育園または地域型保育園等に入園している児童数でございます。

あと、こちらに計画というふうにありますけれども、先ほども少しありましたが、子ども・子育て支援事業計画を定めておりますけれども、そちらの見込み数との比較でございます。計画の令和2年の数字でいきますと、ゼロ歳児は75人、それから1・2歳児は496人、3歳から5歳は879人ということで、1・2歳児はぎりぎり何とか計画にほぼ近い数字になっておりますけれども、3歳から5歳については計画を上回っているような状況が発生しているということでございます。

見込みとしては1,463名となりますけれども、昨年比べて53人の増ということで、現在のところ見込んでおります。

あと、その下の参考になりますけれども、幼稚園の入園児童数は各年ごとに並んでいますけれども、数字を見ていただきますように減少傾向で来ているというのが現状でございます。

3番、確保の状況です。こちらは市内園の定員の増減について示しております。

平成31年につきましては、ゼロ歳児が113人、1・2歳児が510人、3歳から5歳が905人で、1,528人という定員がございました。令和2年につきましては、ゼロ歳児が2人減って111人、それから1・2歳児が3人増えて513人、3歳から5歳は9人増えまして914人の計1,538人ということになります。プラス、トータルで10人増えますけれども、その内訳としましては、めぐみ保育園の増築によりまして、プラス25人、定員が増となります。また、ひろみ保育園が認定こども園になりまして、保育認定の子供については定員が15人減りますので、25と15を差引きして全体ではプラス10人ということになります。

最後、一番下の企業主導型です。こちらのほうは市内7園ございますけれども、2分の1までは地域枠として、地域の子供さんを受け入れることができるとなっておりますので、現在のところ、平成29年で50人、平成30年で8人という状況になっております。

資料の裏面のほうは参考資料になりますけれども、現在の幼稚園、それから認可保育園、小規模保育園、企業主導型の一覧になっております。

説明のほうは以上です。よろしくお願いたします。

○委員長（田原理香君） 御説明ありがとうございました。

それでは、皆さん質疑はございませんでしょうか。

○副委員長（川合敏己君） 市のほうで御尽力を頂いて、結構、計画どおりにほぼ行けるなど思いますけれども、待機があまり出ていない状態にしてくださっていると思いますけれども、実態として、枠といいますか、スペースは確保がされているんですけど、保育士の確保の実態としてはどんな感じなんですか。

○こども課長（河地直樹君） 保育園の関係ですね。公立保育園につきましては、定期的に採用を進めております。あとは、採用していくのはもちろんのことなんですけれども、今いる保育士さんが辞めないように継続していくということも大切だと考えておりますので、職場の環境、働く環境の向上もできるように、園とも相談しながら働き方改革みたいなことも取り組んでおる状況でございます。

また、私立保育園につきましては、通常の運営費に加えまして、保育の補助員を設けると補助金が出たりとか、そういうことがございますので、そういう制度も各園に紹介しながら、今いる保育士さんの働き方が向上していくように支援をしている状況でございます。以上です。

○委員長（田原理香君） ほか、質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しましては終了といたします。

○健康増進課長（古山友生君） 資料はございませんが、1点、報告をさせていただきたいと思えます。

可児とうのう病院についてでございますが、去る2月5日に、先ほど予算決算委員会でも申し上げました可児とうのう病院地域連絡協議会が開催されました。この協議会の中で、病院側から説明のありました点について、報告をさせていただきます。

可児とうのう病院の病床数については、現在250床で届出をしておりますが、令和2年4月1日より、届出病床数を199床にするとの報告がございました。

理由といたしましては、2つございまして、1つは岐阜県地域医療構想において、県全体で将来的な病床数の削減を行うという方針に対応するため。もう一つは、ここ5年間の1日当たりの平均入院患者数は、ほぼ130人から140人で推移しておりまして、届出の病床数との乖離が大きくなっておりまして。

今回、空き病床を減らすことで、維持経費を削減し効率的な経営を行うためというふうな理由を申しておりました。

なお、病院からは、減少により現在の入院対応が変わることはないというふう聞いております。以上でございます。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

この件に関しまして、質疑はございますでしょうか。よろしいですか。

○委員（亀谷 光君） よその病院の状況から鑑みると、今ここを減らすというか、県のほかの病院環境は、いわゆる入院する人たちが増えているんじゃないですか。可児とうのう病院はこんなに減っているんですかね。130人から140人ということをおっしゃるんですけれども、県下のほかの病院と比べると、どうなんでしょうか、上限は。

○健康増進課長（古山友生君） ちょっと対比を正確にしておりませんので分からないんですが、どこの病院も恐らく空き病床というのは持っています。持っている中でやっているんですけれども、今回、国が地域医療構想ということで、2025年を見据えてベッド数を減らそう

という構想でありますので、それに基づいて減らしたということでございます。

○委員（亀谷 光君） そうですか、その基数があるわけだ。なるほど、そういう意味なのね。分かりました。

○委員（富田牧子君） 私も、国のほうで減らそうと言ったのは、一番最初に424病院の再編が言われましたよね。その中では、別に可児とうのう病院は入っていなかったと思うんだけど、県がもうとにかく減らしていくということで減らすということになっておるわけですか。

○健康増進課長（古山友生君） 全国で、去年の9月に424病院、要は公立の病院が名指しで、ちょっと見直しなさいというような指摘を受けましたが、可児とうのう病院は実際に指摘を受けておるわけではございませんが、やはり精査をすると空き病床があるということで、今後指摘をされかねないということもございまして、岐阜県においては、各圏域ごとに目標値が設定されておまして、2025年までに病床数を減らしましょうということで、任意の会議の中でやっております。なので、どこの病院はどれだけ減らしなさいというノルマ的なものはございませんが、話し合いの中で減らしていきましょねというようなことになっております。可児とうのう病院さんは、自主的に将来を見据えて減らしたということだと思います。

○委員（富田牧子君） 可児市全体として、結局のところそうすると、どれだけの病床を確保できることになるんですか。ほかにも病院はありますのでね、やっぱり。

○健康増進課長（古山友生君） 考え方としては、可児市でということではなくて、県の構想の中では、中濃圏域でどれだけ病床数を確保するかということでございます。

平成26年に、県が岐阜県地域医療構想ということで計画を出しております。中濃圏域につきましては、平成26年7月1日現在で2,722床あると、その段階でということになっております。これを2025年には、いろんな状況でパターンが示されておまして、それによって病床数も違うんですけれども、おおむね2,037床から2,441床まで減らすというような計画になっております。以上です。

○委員（富田牧子君） 今後、ますます高齢化はどんどん進んでいくわけですよね。私なんかもう70歳になるもので、ああとと思うんだけど、とにかくそういう人がいっぱい、もっともっと病床が足りなくなるんじゃないかと思うようなときに、一番身近な可児とうのう病院でこうも減らされては、どこに入院したらいいんだろうと思ってしまうわけなんですけど、それはもう決定で、全然覆ることはないわけですか。

○健康増進課長（古山友生君） その辺も病院のほうに確認しましたがけれども、今後、例えば医師が確保できるとか、そういったスタッフが充実してきてということのときには、病床数を上げることができるかという話を聞いたんですけれども、基本的には医療構想ということで計画があるので、なかなか増やすのは難しいだろうということは言っておりました。

国の計画の中では、病院のベッド数もそうなんですけど、介護のほうの病床数も含めて検討をしていくというようなことになっておりますので、病院だけでというような格好では、考え方としてはないです。将来的な高齢者の病床数を確保するという観点からは、介護のほうでもありますので。以上です。

○委員（富田牧子君） そうすると、250床から51床も減らしてということになると、スタッフの体制とかそういうのも、今よりはもっと少なくなるということですか。

○健康増進課長（古山友生君） 医療スタッフを減らすということは聞いておりません。

○こども健康部長（尾関邦彦君） 少し補足させていただきますけれども、先ほど最初に、昨年国が出した再編というものの、その話と今回の病床数の届出数の変更というのは、別の問題になります。ベッド数を減らすということについては、先ほどからお話ししておりますように、国、あるいは県のほうの計画に基づいて、高齢化も見据えた上で、それでも多いということで減らすという動きは以前よりありましたので、それと去年、国が出した再編というものの、それは病院同士をひっつけちゃおうとか、そういうようなことも含めての再編になりますので、ベッド数だけのことでなくということになりますので、その辺はちょっと別の考え方という。全く別ではないんですけど、大本は一緒なんですけれども、今回の動きは、その話とは別の話であるということ。

それから、先ほど話しましたように、ここ四、五年で140ぐらいの稼働ということですが、今、今の199床にしても、まだ40床ほどの余裕というところとあれですけど、その辺のキャパシティーは確保しておりますので、そういった面で何らか今、支障が出るというようなことではございません。以上でございます。

○委員長（田原理香君） ほか、質疑ございませんでしょうか。

○副委員長（川合敏己君） そうすると、その医療構想に基づいてベッドの数を減らしたわけですけど、199床というのがミニマム、いわゆる可児とうのう病院においては、それで終わりという形で考えても、それは間違いではないでしょうか。これで終わり、要するにベッド数を減らすのは、多分、この構想の中ではこれで終わり、取りあえずは。そういうことではない。

○健康増進課長（古山友生君） 先ほど申し上げましたように、構想の中ではノルマがあるわけではないです。個々の病院に対するノルマがあるわけではなくて、中濃地域全体でというような格好ですので、可児とうのう病院さんがどのように考えてみえるのかは分かりませんが、取りあえずなのか、もうこれでおしまいなのかということところは、ちょっと私どものほうでは分かりません。

○委員長（田原理香君） 今、私たち側からすると、どちらかというと病院のお医者さんだったり病院の中身だったり、こちらから選んでいく。近くだから行くわけでは、今はちょっとなくなってきているのかなと。あそこがいいから、このがんはあの先生だということなので、ですからますますこうやって病床も減らされて、スタッフも医者も少なくなってくる。そうすると、ますます選択が幾ら地域医療構想から基づいたものと言えど、だんだんこちらの患者さん側からすると選ぶということにおいて、どんどん悪循環というか、どんどん減っていくということになりはしないかと心配しますが、その辺の質的なところということにおいては、どのようにお考えでしょうか。

○こども健康部長（尾関邦彦君） 先ほどからお話ししておりますように、スタッフ体制が変

わるということはございませんので、要は今まで使っていなかった部分、そのベッドを使うには、いつ使われるか分からないものの維持管理をずっとしていかなきゃいけないと。そういったところを整理させたというふうに考えております。以上です。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

ほか、質疑ございませんでしょうか。よろしかったですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しましては終了といたします。

ここで、議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩 午後 2 時12分

再開 午後 2 時13分

○委員長（田原理香君） 再開いたします。

次に、報告事項 4. 老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題といたします。

この件に関しましては、2月19日開催の議会全員協議会でも説明いただいておりますが、次期議会提出議案の説明として、再度報告を頂くものでございます。この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（水野 修君） それでは、よろしく願いいたします。

それでは、老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止についてでございます。

資料番号 8. 可児市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止についてを御覧いただきたいと思っております。

資料の内容につきましては、先ほど委員長からもありましたとおり、2月19日の議会全員協議会で御説明させていただいておりますとおりでございますので、ここでは省かせていただきます。

なお、添付させていただきました資料につきまして、全員協議会のほうで酒井議員より御質問がありました利用状況の推移の資料を参考に添付いたしました。こちらの説明をさせていただきます。

なお、平成21年度以降のデータしか、確認ができませんでしたので、御承知おきを願いたいと思っております。

それでは、そちらの資料のほうを御覧いただきたいと思っております。

上段のグラフを御覧ください。

ここでは、市内 3 館の利用者の推移を示しております。可児川苑は、ほぼ横ばい、ほかの 2 館は減少傾向にあります。

下段のグラフを御覧いただきたいと思っております。こちらでは、要支援・要介護認定者数の推移を示しております。こちらのほうは増加傾向ということでございます。

2つのグラフから、利用すべき対象の方は増えておりますが、デイサービスセンターの利用状況では増えていないというふうなことを示しておると思います。

そこで、民間の事業所はどうかということで、もう一つ資料を添付しております。参考資料の2というのを御覧いただきたいと思います。タイトルが可児市内通所介護事業所数・利用定員数の推移というものでございます。よろしいでしょうか。こちらのほうを御覧いただきたいと思います。

こちらは、市内デイサービスの事業所と利用定員の推移を示しております。平成12年の介護保険法改正から、市のデイサービスセンターが始まっております。当初は春里苑デイサービスセンターを含む4施設、定員101人から始まっております。平成30年度には、34事業所、763人の定員がございまして、今年度、令和元年度には、さらに5事業所増えまして、39事業所、定員も120人の増加の883人ということになっております。

こちらは、平成11年度のときに、もう既に市内の3館、可児川苑デイサービス、福寿苑デイサービス、やすらぎ館デイサービスがありますことは申し添えさせていただきます。

この市内3館、3つ合わせましても71人の定員がございまして、この分、差し引きましても、事業所数及び定員のほうも増加傾向であると言えます。

このように、民間の事業所も増えてきているところですので、市が運営するデイサービスの役割は終えたものと考えております。

なお、市内3館のデイサービスセンターを廃止するに当たりまして、6月議会におきまして、可児市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止条例を上程させていただきますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長（田原理香君） 御説明ありがとうございました。

質疑はございませんでしょうか。

○委員（富田牧子君） 資料8に書いてある今後についてというところで、ちょっと今後のイメージが私はよく分からなかったのであれなんですけど、廃止後の施設については、利用者拡大が図れるよう老人福祉センターの一部として利用するというふうに書いてありましたので、例えば福寿苑だったら真ん中にありますよね。その続きにするということ。続きにするといったら、おかしいですけど。

○高齢福祉課長（水野 修君） 現在ありますデイサービスセンターのその施設、空間そのものにつきましては、そのまま老人福祉センターという形にさせていただきますので、そこのお部屋を使っていること、今後、国が推し進めております通いの場ですとか、まちかど運動教室といったような教室ですとか、そういったところに使っていきたいというふうを考えております。

○委員（富田牧子君） そうすると、誰が主催するんですか、そういうものは。

○高齢福祉課長（水野 修君） 今後、これは今、国との一体化というのもございますので、市が行っていったりとかですね。老人福祉センターですので、いろんな方が使っていただくという形にもなると思いますので。あとは、老人福祉センターのほうでは指定管理者をお願い

いしておりますので、そちらのほうの事業とか、そういったところでやっていきたいというふうに考えております。

○委員長（田原理香君） ほか、ございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しましては終了といたします。

次に、報告事項5. 高齢者孤立防止事業についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（水野 修君） それでは、高齢者孤立防止事業の報告についてお願いをいたします。

資料番号9. 高齢者孤立防止事業、各戸訪問における高齢者の暮らしについてという資料を御覧いただきたいと思います。

それでは、御説明をさせていただきます。

今回、実施しました目的は、高齢者の方に市や社会とつながっているということを確認してもらうことを一番の目的とし、何かあっても相談できる先があるという安心感を持って生活していただきたいと思っております。そのため、施設に入所されている方や介護サービスを受けている方は、日頃から誰かと接しておりますので、何かあれば相談できると思いますが、それ以外の方はどうされているのかよく分からないということで、身近に見える民生児童委員さん、それから市の職員が直接会ってお話をしてくるということになりました。

今回は、あらかじめ訪問する旨を書いたはがきを出しております。そのため、高齢者の皆さんも受け入れてもらいやすく、お話も結構していただけたというようです。

実施の内容を御説明させていただきます。

訪問したのは、民生児童委員さんが176人、市の職員が76人です。市の職員は2人1組で回っております。

訪問期間は、令和元年9月から令和2年1月まで行っております。

対象者は、市内に住所のある80歳以上の施設入所者・介護サービス利用者以外の方になります。昨年7月末時点で、80歳以上の方が7,619人見えますが、そのうち訪問対象者は4,871人、全体の63.9%の方になります。

お話ししてきた内容につきましては、まず気楽にお話をしてもらえるように、型にはめず世間話をしてきてほしいという旨を訪問者に説明しております。その世間話の中に、今回データで集計するような設問を織り交ぜながら話してきてもらっております。

会話の中から日頃の暮らしぶりや孤立感、そういうものを持って生活していないかななどを直接感じ取ってきてもらっております。したがって、高齢者の要望を聞きに行くということを主眼にしているわけではございませんので、そのところはよろしくお願いいたします。

あわせて、今回資料に添付しております「あんきクラブ便り」、こういうものでございますが、それから同じく資料に添付しております「地域包括支援センター案内チラシ」、それから「相談・緊急連絡先一覧」、この3種類を一緒に手渡しております。これを活用しても

らうことで、市や社会とつながっていることをお話ししております。

今回の対象者は4,871人いらっしゃいますが、病院に入院されていたり、施設に入ってみえたり、何回行っても御不在であったり、中には訪問してもらわなくてもいいよという方も見えまして、284人の方にはお話ができておりません。それでも4,587人、訪問対象者全体の94.2%の方にお会いすることができました。

先ほども御説明しましたが、アンケート方式でお話を聞いておりません。会話の中から聞き出す形ですので、ここからのデータの御説明はそこを念頭に置いていただきたいと思えます。

資料の2ページを御覧ください。裏面でございます。

まず、家族構成です。独り暮らしの方は636人、全体の14%でした。配偶者の方と暮らされている方は1,533人、33%でございます。合わせて2,169人、全体の47%が高齢者だけで暮らしているということです。

次に、健康状態です。健康状態は、いいですよと話された方は3,408人、全体の74%の方でした。健康状態の気になる点が多かったものは、足のしびれや痛みがある、腰の痛み、白内障、耳が遠い、高血圧などでございました。

次に、身内の方でも近所の方でもいいので、頼れる方がいるかということをお聞きしました。「いる」とした方は4,087人、全体の89%で、大体約9割の方は周りに頼れる方がいるということでした。独り暮らしの方で、頼れる人がいない方は16人、全体の2%の方でした。

3ページを御覧いただきたいと思えます。

外とつながりがあるか、外出していますかといったことをお伺いしたところ、3,899人、全体の85%の方は外とつながりがあると答えております。

主な外出先は買物であり、そのほかには趣味や運動など、外に出て何らかの形でつながりがあることが分かります。あまり外出しない188人についても、そのうち172人は近くに身内などがいるとお話ししてくれました。外にも出ず、頼れる人もいないとしたのは13人ございました。

それから、携帯電話の有無を確認してきました。これは、今後、市からの情報が携帯電話を使って行えないかということで聞いたものでございます。約半数の方は携帯電話をお持ちのようで、さらにその6割以上はいわゆるガラケーでございます。スマートフォンの方は20%の方でございました。

続きまして、4ページを御覧ください。

市からどのような情報が欲しいですかということをお聞きしたところ、介護サービスや移動に係る交通情報、災害時の情報と答えられる方が多かったようです。今後、これらの情報は対象者全員にお配りする「あんきクラブ便り」を使ってお知らせできるとよいと考えております。

それから、今後も訪問があるといいですかお伺いしたところ、あるとよいと話された方は1,241人ございました。また、独り暮らしや高齢者世帯などの要援護者には、既に民生児

童委員が月に1回訪問しており、高齢者の方からは感謝しているという声が多くありました。

訪問して感じてきたことを御紹介しますと、まず民生児童委員の皆さんからは、全体的にやってよかったという声や支援の必要な方がよく分かったという声がありました。また、高齢者全員となると大変であったが、喜んでもらえたという声もありましたが、民生委員の仕事を増やさないでもらいたいというような声もありました。

その中で、高齢者の暮らしについては、男性が近所との付き合いが少ないと感じた。畑や買物など、活動的な人も多かった。それから、免許返納後の不安、家族と同居していても日中はさみしい思いをされているといったような感想がありました。

続いて、市の職員の感想です。

市の職員として、生の声が聞けたことはよかったなど、訪問することは職員の資質向上のためにもよかったという声が多かったです。しかし、職務として行ってもらっておりますので、負担も大きく効率性も考慮してほしいというような声もありました。ほかには、民生委員さんの訪問が重要なことであることがよく分かったというような意見も聞かれました。

高齢者の暮らしぶりについては、やはり免許返納後の不安を言われる方が多かったようですが、地域の方々の支援や身内が近所にいるなど。頼れる人がいるということも多かったです。

以上、今年度行いました高齢者の訪問についての報告でしたが、来年度は今回実施したことを基に対象者や実施方法をよく考え、またつなげていきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（田原理香君） 御説明ありがとうございました。

質疑はございませんでしょうか。

○委員（松尾和樹君） ありがとうございます。

携帯電話というところで1つ質問なんですけれども、すぐメールかへの登録状況のようなものは、どのようになっているか把握されていますでしょうか。

○高齢福祉課長（水野 修君） 今回、こちらのほうが行った聞き取りの中で、すぐメールかへの登録していますかということはちょっと聞いていませんので、今回行った方に対しての登録状況はデータの持ち合わせておりません。

○委員長（田原理香君） ほか、質疑ございませんでしょうか。

○委員（中野喜一君） これは知り合いのところに、市の職員が2人1組で、民生委員だと1人で行っているんですね。市の職員だと思うんですけれども、非常にさっと終わってしまったと、全体的な感想として。せっかく何日の午前中に行くということを聞いていたので、仕事を調整して待っていて、午前中といってもかなり幅があるので、どのくらいに来ますかと電話したら、逆に何時がいいですかという返答をされたということで非常に立腹しております。待っていて来て、内容が本当にさっとした感じで、今言われたようなことを聞かれていない節があるものですから、だからこの体制というのは職員2人で部門外の人が行っている可能性がありますよね。全く違うところの、関連しない課の方が行っているとか。そ

ういうことはありますよね。それだとしても意味が薄いということと、あとその家は地域包括センターからいろいろ来て、情報はその方のほうが持っているので、横の連携がこれはないのかなと思って。その方の家は訪問する意味が本当に少なかったんで、その辺、横との連携をもっと深めてほしいなと思います。

○高齡福祉課長（水野 修君） 職員につきましては、福祉部だけではなくて、庁内全体で行っております。年齢も若い者からベテランの者までおります。その中で、やはりまず市民の方と直接接するところとかがなかなかまだ浅い職員もおりますので、話をする内容ですか、そういったところで担当外の者ですから、よく分かっていなくて、今回聞いてきてくれという話をしたときに、このことだけ話してきて終わってしまうということもあったかと思いますが、ちょっとそこところは、今回一応、反省事項ということで、今後また回るときがありましたら、そういったところをしっかりと研修させていただきまして、もう少し詳しい内容でやり方とかを考えていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（田原理香君） ほか、質疑ございますでしょうか。

○委員（松尾和樹君） 先ほどのすぐメールかのにこのことでなんですけれども、携帯電話というお話をされたときに、情報伝達の手段というようなお話もあったと思います。それで、どのような情報が欲しいかというところで、すぐメールかのに登録していただければ賄える情報もあるのかなと思ったんですけど、そちらへの登録の勧め、勧誘ですね。そういったものも同時に行われたんでしょうか。

○高齡福祉課長（水野 修君） すぐメールかのにへの登録につきましては、昨年、防災安全課のほうでやっていただいておりますところではございますが、私どものほう、今回はそういった登録への勧めとかはまずなくて、今回こういった形で高齢者の方に情報が伝達できるかなというところの感触をつかみたいということでございますので、どのぐらい携帯電話を持っているのかな、それが使えるのかなというのを把握し、防災安全課のほうにもこの結果のほうは伝えさせていただきたいなというふうには考えております。以上です。

○委員長（田原理香君） ほか、質疑ございませんでしょうか。

○委員（富田牧子君） この「あんきクラブ便り」のことについて、聞いてもいいですか。

これをまたどのように発行して、どういうふうに届けるということになっているんでしょうか。

実際に、あんきクラブ便りは、75歳以上が入るのがあんきクラブというふうに思ったので、今回の調査は80歳以上でしたけど、そういう75歳以上の方にどう届けますか。

○高齡福祉課長（水野 修君） 今回も、あんきクラブ便りは75歳以上の方全員に発行させていただいております、80歳以上の方については手持ちで配付しましたが、75歳から79歳までの方については郵送で発送しております。これを見ていただいて、いろんな情報、それから同じように市とつながっていますよというのを届けていきたいと思っております。

また、来年度以降も不定期ではございますが、各いろんな情報、先ほどここでいろんな情報が欲しいという御意見もございましたので、そういった情報を交えながら発行して、75歳

以上の方には同じように郵送、それから今度どういう形になるか分かりませんが、訪問させていただくときには、また手渡しで届けたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（田原理香君） ほか、質疑ございませんでしょうか。

すみません、1つだけお聞かせください。

この調査の中で、外とのつながりもなく、頼れる人もいないという人は13人というふうにあります。この方々には帰るときに、私は何もつながりも頼れる人もおらんだよとおっしゃったときに、市の職員または民生委員さんはどのようなことをお伝えしてお帰りになっているんでしょうかということと、それからもう一つ、今回の調査は現状把握ということ、あとそれから感想ということだったんですが、先ほど今後についてはこれからのということでしたけど、この調査に、今後これを基にどういうことをしていったらいいのか。せっかく1回は行っていらっしゃるわけなので、そのときに今後どういうふうにしたらいいのかというようなことを書き込むということ、お聞きはされていなかったんでしょうか。以上、2つ教えてください。

○高齢福祉課長（水野 修君） 外とのつながりもなく、頼れる人もいないとした方については、今回こちらを置いて情報とかを提供しております。何かあったときには、ぜひこちらの市の包括支援センターのほう、それから民生委員さんの連絡先も記入して置いてきてもらっていますので、民生委員さんからは、何かあれば、そちらのほうへという形でお伝えをさせていただきます。

また、この方たちにつきましては、私どものほうも民生児童委員さんのほうに連絡を取りまして、今後、要援護者といった形で回れないかというような形です。つないでおりますので、御報告だけさせていただきたいと思っております。

それから、すみません、もう一つは何でしたか。

○委員長（田原理香君） この調査をされたときに、現状把握と感想が書いてありますが、この後。

○高齢福祉課長（水野 修君） 今後につきましては、このデータ、今回お聞きしたことをもうちょっと精査していきたいと考えております。その上で、どの世代というか、どこをターゲットにして今後もう少しやっていったらいいのか、それからほかにやれることがないのか、そういったことは検討していきたいなど、行っていきたいと考えておりますので、現状これをやりますとかいうのはまだでございますが、今後考えていくということになります。

○福祉部長（大澤勇雄君） 今の高齢者孤立防止は、令和元年度というか、初めてこうやってやってみたわけです。やっぱり先ほど中野委員さんからも言われたような形で、あっさりだったとか、中にはやっぱり非常に濃密に1時間ぐらいお話ししてきたところもございまして。やり方については、やっぱりまだ試行錯誤の部分が若干ありますので、こういった部分を反省しながら、また次年度にどういう形で行っていけるかということをつなげていきたいということ、また皆様にも御意見を頂きながらですね。また、これは非常に民生委員さんにも御負担をおかけしていますので、そこら辺とやっぱり相談をしながらやっていこうかなあと

思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

ほか、質疑ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ありがとうございます。それでは、発言もないようですので、この件に関しましては終了といたします。

それでは、ここで休憩を取りたいと思います。今、2時38分ですので、2時50分まで休憩といたします。お疲れさまでした。

休憩 午後2時38分

再開 午後2時46分

○委員長（田原理香君） それでは、50分には早いですけれども、会議を再開いたします。

次に、報告事項6. あんしんづくりサポート委員会の状況についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（水野 修君） それでは、可児あんしんづくりサポート委員会の状況について御説明をいたします。資料番号10のあんしんづくりサポート委員会の状況についてを御覧ください。

これは、平成26年の介護保険法の改正によりまして、地域支援事業の充実が図られ、住民主体による支援、いわゆるサービスBの醸成を図るためなど、市内各地の支え合い活動が活性していくよう、全市的な課題を協議する場である第1層協議体として、可児あんしんづくりサポート委員会を平成28年3月に設置しております。

委員は、地域の高齢者、生活支援サービスなどの支え合い活動団体の代表者、民生児童委員、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター、社会福祉協議会、居宅介護支援事業所など18人で構成しております。

活動といたしましては、平成28年度には会議を7回開催し、第2層協議体の創設に向けて協議を行っております。第2層は国の基準では、中学校区くらいの日常生活圏域とされておりますが、可児市では自治連合単位の14地区を日常生活圏域として考えております。

また、支え合いの活動の啓発といたしまして、広報紙、ケーブルテレビの支え合い活動の必要性や活動中の地域サービスなどの情報発信を行いました。

平成29年度は会議を10回開催しております。また、支え合い活動を身近に感じていただけるよう、可児あんしんづくりフォーラムを平成30年2月に開催いたしまして、支え合い活動団体及び市民が約350人ほど参加いたしました。

地域支え合い活動を紹介する冊子も作成いたしまして、フォーラムの参加者、地域包括支援センター、ケアマネジャーやサロンなど、地域の活動団体に配布しております。

さらに、市内14地区で地区社会福祉協議会が主催して開催しております地域福祉懇話会を第2層協議体に位置づけ、開催の支援をしております。平成29年度は13地区で1回ずつの開

催、桜ヶ丘ハイツでは5回開催しております。また、支え合い活動の担い手の発掘等についても協議をしております。

平成30年度については、会議を10回開催したほか、第2回目の可児あんしんづくりフォーラムを平成31年2月に開催しております。

また、地域支え合い活動の冊子に市社会福祉協議会登録団体等を加えて800冊、作成しております。第2層協議体としての地域福祉懇話会も、14地区で1回以上開催し、地域課題等の情報共有や課題解決に向けた協議を行っております。

裏面へ行きまして、今年度につきましては、これまで会議を9回行い、今月の8日には第3回目の可児あんしんづくりフォーラムを開催予定でしたが、御存じのとおり、コロナウイルス感染防止のため、延期となりました。

また、今年度は地域課題で多く見られたごみ出し支援について、活動の始め方のマニュアルをつくることにより、みんなで話し合っているところがございます。このことは、開催予定だったあんしんづくりフォーラムでも取り上げる予定でございました。

さらに、地域福祉懇話会についても、これまで同様、開催の支援を行っているところです。

このように活動してきて、その成果と言えるのは、支え合い活動を可児あんしんづくりフォーラムや地域福祉懇話会で啓発し、支え合い活動冊子も配付し、各地区で高齢者サロンの立ち上げのきっかけとなっております。また、支え合い活動紹介冊子を活用して、ケアマネジャーなどにも地域資源を知ってもらうきっかけとなっております。

さらに、令和元年度には、ごみ出し支援のマニュアルを作成し、ごみ出し支援の啓発と地域での活動実施に向けた支援を行っております。

まだ、立ち上がって4年目でもございます。今後、第1層協議体として、地域での支え合いをしっかりサポートできる組織として醸成させていきたいというふうに考えております。

説明については以上でございます。

○委員長（田原理香君） 説明ありがとうございました。

質疑ございませんでしょうか。よろしかったですか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しましては終了といたします。

次に、報告事項7. 国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○国保年金課長（三好誠司君） それでは、報告7. 国民健康保険税条例の一部改正について御説明させていただきます。

資料ナンバー11を御覧ください。

こちらに改正する条例案が載せてございますが、改正部分については下線が引いてありますので、そちらのほうを御覧ください。

今回の条例改正につきましては、2点ございます。

1点目につきましては、第3条第2項ただし書中の「61万円」を「63万円」に改め、同条

第4項ただし書中の「16万円」を「17万円」に改め、さらに第23条の中、「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改めるものです。

令和2年度税制改正大綱の中に、国民健康保険税の賦課限度額の改正があります。改正の背景として、保険事業において、保険税の納めた額に関わらず、誰もが同じ内容の医療給付を受けています。国は、負担能力のある、いわゆる所得の高い方に無制限に負担を求めるのではなく、一定の制限を設けています。これを賦課限度額といいます。国は、より負担能力に応じた負担とする観点、あるいは被用者保険とのバランスを考慮しつつ、段階的な引上げを考えております。

そこで、今回の税制改革大綱の中で、医療分の2万円の引上げ及び介護納付金分の1万円を引き上げることが示されており、地方税法施行令が年度内に改正される見込みです。

つきましては、地方税法施行令改正後、速やかに令和2年度賦課分から改正後の賦課限度額を適用したいと考えております。

今申し上げましたが、資料のほうでいきますと3ページのほうに詳細が載せてございますので、お願いします。

2点目につきましては、今回の税制改革大綱の中には、低所得者に係る軽減判定所得の引上げが盛り込まれています。同じ資料11の4ページを御覧ください。

軽減の仕組みとしては、国保世帯の加入者の所得の合計が一定基準以下であれば、均等割、世帯割についての軽減が受けられるというもので、令和2年度に地方税法施行令が改正され、5割軽減、2割軽減の合計所得金額の算定基準が変更となります。5割軽減では、令和元年度は国民健康保険加入者1人当たり28万円でしたが、令和2年度は5,000円引き上げられ、28万5,000円となります。また、2割軽減では、加入者1人当たり51万円が1万円引き上げられ52万円となります。

資料の下段に表がございますが、こちらにつきましては国民健康保険世帯の加入者数別に算出した軽減判定所得を年度別に表したものです。今回の改正は、保険税の軽減の対象者が広がることで、納税者猶予の改正ですので、地方税法施行令の改正後、速やかに令和2年度から適用できるよう、国民健康保険税条例の一部を改正いたします。

以上、説明いたしました改正につきましては、根拠法令が年度内に改正される予定ですので、改正後、国民健康保険税条例の一部改正を専決処分させていただき、6月議会において報告させていただく予定です。

施行日は、令和2年4月1日となります。

説明は以上です。

○委員長（田原理香君） 御説明ありがとうございました。

質疑はございませんでしょうか。よろしかったですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しましては終了といたします。

次に、報告事項8. 令和2年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告につ

いてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○国保年金課長（三好誠司君） 報告事項の8、令和2年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が令和2年2月18日火曜日に開催され、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてが可決されましたので、その内容について御報告いたします。

資料番号12をお願いいたします。

今回は、保険料率の改定となりますが、こちらの背景としましては、後期高齢者医療制度の保険料は2年間という特定期間を通じて財政の均衡を保つこととされており、平成20年度の制度施行後、今回で6回目の改定となります。

令和2及び3年度の保険料率の算定に当たっては、医療の高度化により、令和2・3年度の1人当たり医療費を1.75%見込んでいるということに加えまして、前の2年間である平成30年及び令和元年度からの余剰金の繰入金が前回は50億円あったものが、35億1,000万円と約15億円減少したこと、国の定める後期高齢者負担率というものが0.23ポイント増加し、11.41%となったこと、あとは保険料の軽減特例の段階的な廃止が影響し、大幅な増額となっております。

こちらの表にあります保険料額につきましては、岐阜県後期高齢者医療広域連合が示している数字となっております。

こちらは、県全体の平均的な数値となっておりますが、年間で6,620円の増額の6万7,599円と大きく伸びております。

こちらの増額の内訳としては、医療費の増加分の影響で約1,500円、余剰金の繰入額の減少の影響で約1,900円、負担率の上昇による影響で約1,400円、軽減特例の段階的な廃止による影響で約1,800円といった増加となっております。

なお、これは可児市の数字で見えますと、令和元年度の1月末の1人当たり調定額で見ますと、1人当たり7万3,702円となっております。そして、岐阜県後期高齢者医療広域連合による令和2年度の推計値としましては8万997円と約9.9%増加となっております。

あと2番目のほうの賦課限度額の改正については、上限を引き上げずに保険料率のみ引き上げることとなると、必要な保険料収入を確保するということになると、高所得者層の負担が変わらないといった中で中間所得層の負担が重くなるということから、今回2万円引き上げて64万円とするものです。

3番目の軽減判定基準の改正につきましては、先ほど説明いたしました国民健康保険と同様となります。

説明は以上です。

○委員長（田原理香君） 御説明ありがとうございました。

皆さん、質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しましては終了といたします。

ここで、議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩 午後 3 時00分

再開 午後 3 時01分

○委員長（田原理香君） それでは、会議を再開いたします。よろしくお願いいたします。

次に、報告事項 9. 学校給食費の状況についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○学校給食センター所長（玉野貴裕君） お願いします。

お手元に学校給食費の状況についてということでお届けをしておるところでございます。

学校給食法という中で、私たち学校給食センターは児童・生徒の皆さんに安全で安心、おいしい給食を提供させていただいているところでございますが、その目標といたしましては、児童・生徒の健全な発達、それに尽きるというふうに思っております。

その中で、給食の実施における費用についてのことがございますが、施設、設備に要する経費、並びに運営に要する経費のうち、政令で定めるものにつきましては、設置者でございますので市の負担ということになってございます。

したがいまして、従事する職員に要する給与、その他の人件費及び施設、設備に要する経費は設置者の負担であり、残りのこれを除いた経費、いわゆる食材費ということで給食におけるおかずと主食、牛乳に関する費用を保護者の皆さんにお願いしているところでございます。

現在、小学校で260円、中学校290円という値段で給食費をお願いしているところございますが、これは平成21年の改定以降、およそ10年間、金額を据え置いたままでございますが、この間、皆様御存じのように消費税は8%とそれから10%という形で2段階の増税を経ておるものでございます。

もちろん、去年の10%に上がったときについては、軽減税率ということで、実質的には単価には跳ね上がってこないとは思われるものの、これに係る輸送のコストであったり、人件費等についてもじわじわという形で食費のほうに反映されているところが現実でございます。

そういった上昇傾向にある食材費の中で、献立作成にも影響が出てきております昨今でございますので、安全・安心な学校給食を第一に捉えておりますが、児童の皆さんが満足できる給食の提供ということで、その献立作成に困難な状況が生じてきておりますので、給食費改定の検討が必要となっておるという状況を御報告申し上げたいと思います。

お手元の資料にまず従ってまいります。1番目に給食を取り巻く食材費の推移ということで、主食及び牛乳の価格推移、それから下段につきましては副食に係る食材の推移ということでお示しをしております。

主食及び牛乳につきましては、岐阜県学校給食会から購入をしておるところでございます。その価格につきましては、同会が定めた年間同一の価格で購入をしております。

左端の平成21年度の改定時から、右に年度が進むにつれ、御覧いただくように年々増加をしているところでございます。その上昇率は右端に記載されたとおりでございます。

また、副食につきましては細かな食材に関する比較資料はございませんので、総務省統計局が公表しております岐阜市の食費に関する消費者物価指数をまとめたものを下段の表として上げてございます。こちらにつきましても、主食、牛乳と同様、年々上昇しているところは皆さんもお感じのとおりかなというふうに思います。

2ページ目に参りますが、そんな価格上昇をしている中での現在の対応ということで御紹介をさせていただきますが、保護者の皆さんから頂きました給食費につきましては、まず主食及び牛乳ということでお支払いするわけですが、その残った分がおかずという形で献立を組み立てているところでございます。何より、先ほど申し上げておりますが、安全な給食ということで、発育に必要な栄養量の確保を第一に作成をしているところでございます。

副食の材料につきましては、給食物資購入選定委員会を設けておりますので、そちらにPTAの役員の方ですとか、学校関係者の皆さんに参加を頂き、毎月選定をしているところでございますが、食材のサンプルと価格の表示を見ながら、必要なものについては試食をしていただきながら、お子さんの嗜好や調理のしやすさ等を勘案して決定をしているところでございます。

ここでは、同じ食材があれば産地を考慮しつつ、より安価なものを選択しておりますし、献立の作成に当たっては、肉などにあってはその量を抑制することもございます。比較的安価な鳥肉を使用するメニューが増えていることも現実的にございますし、デザートを提供回数につきましては、中段に表がございしますが、年度別のデザート提供状況ということで、平成21年の改定以降は、しばらく提供回数を維持してございましたところでございますが、平成26年の、これも消費税の増税というふうなところの影響もあるかと思いますが、ここ最近については年々減少の形を取っておるところでございます。

その次、3番目といたしまして、給食費の収入と食材購入費の状況を御報告申し上げます。

実際の給食費の収入と食材購入の収支関係でございますが、平成30年度の決算におきましては、310万1,942円の赤字となっており、今年度におきましても、令和2年1月末段階で約480万円の赤字となっておるところでございます。年度末の収支といたしましては、2年連続し、給食費を食材購入費が上回るものと推測しております。

なお、岐阜県学校給食会から購入しております主食及び牛乳、それと市場の食料品価格につきましては、今後も上昇傾向が続くと見込まれているところでございます。

4番目といたしまして、そんな給食メニューに対する児童・生徒の皆さん及び保護者の皆さんの声ということで、毎日給食が終わりますと全16校の小・中学校のそれぞれ代表のクラス1クラスから、今日の給食についての感想という形で連絡ノートという形で私どもに御意見、感想を頂いているところでございます。そんな中から見られるような御意見をそちらのほうに書かせていただいております。

食材の食感に関することであったり、デザート回数を増やしてほしいなとか、人気メニュ

一がもっと食べてみたいという声も出されているところでございます。バランスある献立の中で、子供たちが楽しめる給食を提供する必要も感じておるところでございます。

また、5番目といたしましては、給食費改定でできることという形で、3ページ目に書かせていただいておりますが、こうした声を献立に反映させることができるよう、物価に対応した改定をというふうなことを実際に考えていくこととございますが、実際に献立がどのように変わるかということですが、献立例をそこに幾つか挙げさせていただいております。

平成21年の改定当時にできていた給食メニューが、正直、平成31年、それから令和元年度におきましては実施できないメニューが幾つかございます。その献立例を3ページ目の5のところ挙げさせていただいているところでございます。

鳥肉中心、豚肉中心のメニューというところに、平成21年度当時実施をされておりました牛肉を使ったメニューであったりとか、いろんな料理法をその当時も実施しておりました。そういったものの復活であったりとか、デザート回数をその当時に戻してみるとか、そういった形の献立が今後可能になってくるのではないかとこのように考えております。

子供たちに特に人気の高い、可児市のみそを使ったものであったりとか、大豆を使ったもの、里芋を使ったもの、そういったものも人気を頂いておりますので、そういったものを定期的にも実施できたらいいのかなというふうに考えております。

6番目に、今後のスケジュールということで上げさせていただいておりますが、申し訳ありません、訂正がございますが、1行目でございます。令和3年2月に開催したとございますが、申し訳ありません、令和2年の2月、この2月でございます。申し訳ございません。

最後に、こうした給食費と購入食材の現状につきましては、本年2月に開催をいたしました学校給食センター運営委員会の中で報告をさせていただきましたほか、市のPTA連合会新旧会長会でも現状をお話しさせていただいたところでございます。

新年度が始まる際には、全ての保護者の皆さんにこの現状の概要を記した文書をお配りすることとしておりますし、今後7月に開催いたします、これも学校給食センター運営委員会でございますが、新年度の第1回目でございますが、再度この件につきましても御審議を頂きたいというふうに考えております。委員会として意見を頂き、その上で同月に開催されます教育委員会議におきましても、この件につきましても御意見を頂きながら、決定をしていこうとかなという予定でございます。ここで改定が決定されましたら、3ページ目後半にございますようなスケジュールにて、改定額の決定を諮りたいと考えております。

給食費につきましては、物価の上昇度合いを確認するためにも、これまでおおむね10年ごとに見直しを行っておりますが、平成21年度に現在の額に改定した後は据え置いたままとなっておりますところでございます。安全で安心な給食の提供を第一に、給食を楽しみに学校へ行くという子供たちも多いという現実の中、健やかな心と体の成長を願い、充実した給食の提供を図ってまいりたいと考えております。

以上、給食費改定の必要について御報告を申し上げます。

○委員長（田原理香君） 御説明ありがとうございました。報告ありがとうございました。

この件に関しまして、質疑はございますでしょうか。

○委員（富田牧子君） これは改定の話なんですけど、今年度、いつも3月で大体調整をして、それで給食費というのは全部材料代をそれで何とかやるわけなんですけど、今このような状況になって、しかも給食が実施されない。結構、廃棄した分もあるという話もありまして、それについてはどういうふうですか。

○学校給食センター所長（玉野貴裕君） この休業の関係で、3月2日以降は給食のほうは実施しておりませんので、正直、決定をしたのが突然でございましたので、廃棄をせざるを得ない食材もございました。やっぱり、大量の給食調理を行う関係で、特に野菜はカットものを使うことがセンターは多い関係で、数日前から、もう業者におきましては加工作業に入っておりますので、そういったものの廃棄というものがございました。主食につきましては、おおむね間に合っているのですが、そういった形で廃棄をしたものもございます。

あと、給食費につきましては、2月の段階でおおむねその年度の精算をかけて、保護者の皆さんから頂戴をいたしますので、給食費につきましては返還をいたします。ですので、給食費の徴収、今後調定をもう一回取り直してみなければ分からないところではございますけれども、先ほど報告申し上げましたような、2年続けての給食費と食材費の関係につきましては赤字というふうなことになってこようかなというふうに思います。

○委員（富田牧子君） そうすると、この1月段階で480万円というのが、さらにもっと広がって大きな赤字になるという、結論としてはそういうことですか。

○学校給食センター所長（玉野貴裕君） 見込みといたしましては、本当に精査をしてみないと分からないんですけれども、これが拡大する可能性もあるかなというふうに考えております。

○委員長（田原理香君） 今、廃棄の話が出ましたが、もしどうだったら廃棄せずに済んだかということは、何かお話しすることはできますか。例えば、今後のことということにつながるかなと思ったのでお聞きしたところです。

○学校給食センター所長（玉野貴裕君） 例えば、台風が来るようなときも、当然給食が中止になったりします。天候が悪くなった場合も中止になることが多々ございますけれども、今のケースにおきましては割と想定ができますので、業者の方にも事前に、ひょっとしたらこういうことが見込まれるかもしれないのでということでお知らせをした上で、食材というのは日々、やっぱり違うものですから、献立の内容によってキャンセルが利く場合とそうでないというふうなときもありますけれども、おおむね主食と牛乳につきましては、連絡がつく状況でいつもやっておりますが、今回のケースはちょっと特例的なことでもございますので、間に合わなかったというふうなところが多くございました。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

ほか、質疑ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しましては終了といたします。

次に報告事項10. 可児市教育振興基本計画（案）パブリックコメントの結果についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○教育総務課長（石原雅行君） よろしくお願ひします。

パブリックコメントの結果について説明させていただきます。資料ナンバー14を御覧ください。

パブリックコメントは、令和2年1月10日から1月30日まで実施し、1人から5件の意見等が提出されました。頂いた御意見や提案は、考え方に記載してあるとおりでありますが、広く捉えた場合、可児市教育振興基本計画（案）の施策の記載に含まれているものであり、計画を修正する必要があるものでないと判断させていただきました。

そのため、昨年12月の教育福祉委員会でお配りさせていただきました計画案の語尾等を修正の上、3月中に公表させていただきたいと考えています。以上です。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

質疑はございますでしょうか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しましては終了といたします。

ここで、議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩 午後3時17分

再開 午後3時28分

○委員長（田原理香君） それでは、会議を再開したいと思います。

協議事項1. 高校生議会の意見書の取り扱いについてを議題といたします。

先月の高校生議会におかれましては、お疲れさまでございました。議会におきまして提出されました意見書のうち、可児高発議第2号 学習スペースを設けることについての意見書と可児高発議第4号 公共交通機関の知名度向上に関する意見書が教育福祉委員会に関わる内容となりますので、これらの意見書の取扱いについてを御協議いただきたいと思います。

資料番号は15-1と15-2を御覧ください。

今回2つございます。

学習スペースを設けることについて、可児高校の方から伺いましたのは、学習のスペースが利用したくてもなかなか足りませんと。そして、既存の公共施設、空いているスペースが学生に利用しやすいように、予約制度や利用料金を改善する、あるいは地元企業の空いている会議室等を学習空間として利用させていただくなどして、学習のできる場所を新たに設けることを希望しますという意見書が1つございます。

こちらにおきましては、いかがでしょうか。

○委員（富田牧子君） ちょっと私はびっくりしたわけね。自分の家でどうして勉強できないのって言ったんです、はっきり言って。だって、家では何か気が散るからって。ちょっとそ

これは、あなた何言ってるのって言いたかったんだけど、そういうことは言えないのであれですけど。ここの学校の生徒さんの学習スペースだけに私たちが力を尽くしてどこかを探すということはできないと思います。勉強は自分でやるものなんだから、そんなことは大体こういう意見書を出されて、本当にびっくりなんですけど。これは聞きおきというのもおかしいですが、聞きおきでどうですか、そんなの。勉強する場所くらい自分で見つけなさいよね、はっきり言うと。だって、自分のことだもの。

○委員（亀谷 光君） 意見としてよく似ているんですが、この元の問題ですよ。今、富田委員がおっしゃったように、元来、学校というところがあり、社会があるんで、それを勉強の都合のいいところだということなら、そういうものではないので、やはり話の根幹のところ、私も意見として持ち上げるべきことはちょっとかなあとも思います。でも、言葉の表現がどういうふうがいいかは分かりませんが、そういうふうに思います。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

○副委員長（川合敏己君） 多分、これは文化創造センター アーラのことを言っているのかなど。予約制度や利用料金を改善するというところなので、多分そういうことだと。利用料金は、ちょっと見直しで上がる形で話が出ているんですけども。

ただ、今年度に関しては文化創造センター アーラが3月16日から年末まで使えない状況になりますので、そこで余った机を例えば子育て健康プラザ マーノに持ってきて、ちょっとそういうスペースを確保してあげるとかというのがあるかなあとは。昼間の時間ですけどね。やっぱり、夜は早く帰っていただいて、私は自宅で家族団らんをしていただけるといいなあとは思いますが、そういった配慮も行政側にこういう意見があったからということで、ちょっとお伝えするのでもいいのかなというふうには思います。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

○委員（亀谷 光君） 現場報告。私も文化創造センター アーラへよく行くんですね。そうすると、学生があそこのところで一生懸命勉強しているというか、やっているんですけどね。この子たち、じゃあ学校と家という感覚はどうかなあとか聞くと、やっぱりあそこのほうが家よりいいということになる。そうすると、そこへまた集まってくると。家庭の崩壊ではないけれども、親御さんがどういうふうに思っているのと言ったら、いや、私たちいないほうがいいよという言葉が返ってくる子がほとんどです。これも、ちょっと問題かなと、僕も正直な意見を聞いたときに。年齢的には、中学生、高校生もいるんだけど、小学生はいないです、中学生が多いですね。あれを見たときに、これで大丈夫かなというのは直感したことがあるんですけども、これは行政の形で受け入れるというふうにオープンにしてあるからいいんだけど、ちょっと私も正直戸惑ったんです。よく行くと、必ずたくさんいますわ。それも、机の上があまり明るくないんだわ。そこでやっているんだけど、ちょっと言葉にならんですけども、ちょっと逸脱しているというかね、形態というか。学生と家というか親というか、そんな気がしました。

ある先生にも、それを話したことがあるんですけども、今こういう状態だということとは

先生も同じようなことを言っておられたから、これは先生どう思うねと言ったら、いや、私も本論からすると、文化創造センター アーラがあるから子供たちはよく行くけれどもと。先生もどう言ったらいいのか、推薦しているといいという返事は3人の先生とも言いませんでした。よくないというような判断でした。ちょっと情報です。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

こちらの意見書におきましては、教育福祉委員の全ての委員さんから一言ずつ頂きたいと思っておりますので、お願いいたします。

○委員（松尾和樹君） 僕も皆さんの意見におおむね賛成です。それで、1つ気になるのが、まずこの可児高校の生徒というところで、学校の中で解決できる部分というのもないのかなあとということを考えるんですけど、例えば可児高校の校則は18時に下校しなければならないとなっているので、平日、その後に皆さん、高校生の子たちが市内をさまようと。であれば、高校のルール、校則を変えて、例えばですけど20時まで広げて勉強をするというところで教室を開放するとか、そういった話合いだとか、可能性の部分というのはどういうふうになっているのかというのがちょっと気になったので、学校のほうにもいま一度このお話を委員会のほうから戻すといったらあれですけども、持って行って、学校としてはどういうふうを考えているかという部分も、一度聞くことも必要なのではないかなあとというふうなのが私の意見です。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

○委員（中野喜一君） 平日と土日祝日というのをちょっと分けて考えなきゃいけないかなあとあって、平日はできるだけ早く帰宅をしてほしいなというのと、あとは土日祝日に関しては、やっぱり環境を変えたいとか僕も実際あったので、喫茶店でテキストを読んだりとか、そういうこともしていたので、気持ちは分からなくはないですけど、やっぱりなかなか難しいなあとというのが正直な感想ですね。

あと、亀谷委員が言ったように、どうしてこういうのを求めているのかという意見をもっと深く探って行って、それでの対処じゃないかなと思いますので。そんな感じですね。以上です。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

○委員（野呂和久君） 特に、夜間に学習できる場所ということを書いてみえるので、文化創造センター アーラでも、座って友達同士と一緒に机を囲んで勉強していたりしている姿とかは見ているので、基本的には学ぶということは、家へ帰って自分の自宅で勉強するというのが基本ではありますけど、そうした今、時代なのか、友達と一緒に勉強して、分からないところを教え合うみたいなこともあるのかなあとということも思いますけれども、一応、こういう意見が今、高校生からあるということで、知ることができましたのでよかったかなあとは思いますが、この意見書をまたどうするのかということになると、今回ちょっと学ばせていただいたということできたいかなあとと思います。

○副委員長（川合敏己君） 校則のことを私、知りませんでした。確かに、学校で勉強できる

なら、それに越したことはありません。ただ、教師の労働時間の問題とか、でもそんな10時、11時にならないければ、基本的に6時、7時、8時ぐらいであれば、誰かしらいらっしやる可能性もありますし、そういった意味では、やっぱり学校の教室で、もし例えば、この一番最後には学習のできる場所を新たに設けることというふうになっておるものですから、そういったところで一回学校に話をしてみるというのは、私はいい意見だなあというふうに思って聞きました。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

こうした学生の学習の場所を確保するというにおきましては、基本、自宅でだったり、それをわざわざ学習の場所の確保ということで、こちらのほうで設けるということについては、ちょっと今後、社会情勢として、時代としてなのかもしれないけど、もうちょっと深く探る必要があるねということと、それから松尾委員、川合委員からお話がありましたように、学校に一度戻してみると。このような意見がありました。一度、校則を変えるのかちょっと分かりませんが、そういう夜間にも学習ができる場所が欲しいですよという意見がありましたということをお返しに、もう一度学校にも検討していただけたらということだったかと思いますが、それをこの意見書の取扱い方ということとすると、やっぱり学習の確保はほかにも考えていくということをお返しに、我々大人としても必要なのかなど。家というのが本来だったと思うけど、ちょっとやっぱり勉強しにくいよということであれば、ちょっとそういうこともアンテナを持っていかないとねということ、これをまずは高校のほうに戻してみようということ、我々のまずできることはそこだということ、よろしかったですかね。

○議会総務課長（梅田浩二君） すみません、先に言えばよろしかったかもしれませんが、実はこの意見書につきましては、教育福祉に割当てをされたんですけども、中身が、学習スペース、よく地区センターなんかの施設のスペースを使えないかというような話もございまして、建設市民委員会に対する意見としても検討していただけないだろうかということで、昨日の建設市民委員会の中でも、同じこの意見書については御検討を頂きました。

私がちょっとメモった程度の、どんな意見が出たかというのを皆さんにお知らせだけしたいと思いますが、まず地区センターということであれば、それぞれ地域性があるので、一律にぽんとどこかを設けるとか、ロビーみたいにつけるとかいうものを地域が求めているのかどうか、あるいは地域の、学校から離れた、例えば久々利地区センターとか兼山地区センターとか、そこに設けても、多分、高校生たちはそんなに利用はできないだろうと。学校に近いところとか、中心部にあるようなところじゃないとというようなことで、地域性はどうかというふうな話がありました。

あと、地区センターについては、小学生、中学生ぐらいまでは利用が多いんだけど、やっぱり高校生ぐらいになるとなかなか利用している方は少ないのかなあということがありましたが、新城市で若者議会というものがある中で、その中で検討する中で、一番に出てきたのがこの学習スペースの問題。そのときも出てきて、そのときは利用率が500%ぐらいにな

ったというような事例もあるということと、近頃の若者はそういう考えの子たちが、皆さん勉強になったということですが、そういう方たちが昔とちょっと変わって増えてきているのかなあというようなお話もありました。

あと、それぞれ地区センターには運営審議会というのがあるので、今、地域課題解決で、その地域としてそういったものが必要であればというようなこともあるので、運営審議会みたいところに投げかけてみてはどうでしょうというような御意見もありました。

あと、この中では民間の施設も使ったりというような話もあったので、なかなかぽんと飛び込みで、どこかの民間にどうですかなんていう話は難しいかもしれませんが、例えば商工会議所に空きスペースを、例えばこういうのを使えますよとか、そういうようなことで一緒になってやっていくこともできないだろうか、そういう模索はできないだろうかというような意見もございました。

主立った、私もちょっとメモを取っただけですので、あまりあれですが、そんなような意見が出されましたが、結論的には、それを持って、また広聴部会のほうに各常任委員会で出された意見を持って、どう取り扱っていくかというのを決められると思いますけれども、一応そんな意見がございましたので、御報告をさせていただきます。

なお、ちなみにもう一個、公共交通機関の知名度向上に関する意見書というのが次にございますが、こちらについてはもともとは建設市民委員会に割り振られたものでしたけれども、どちらかという高齢者の方たちという話もございましたので、教育福祉委員会でも御検討いただけないだろうかということで、今日追加をされておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

それでは、今回のまずこの学習スペースを設けることについての意見書におきましては、今度、広聴部会に今のような意見が出たということ、特に私たち教育福祉委員会としては、可児高校のほうに夜間に学習できる場所を生徒たちが求めていると。それが今までですと文化創造センター アーラとかということがありましたが、今回の改修工事等もありますので、可児高校の中でも御検討いただけないかということをお伝えするという事によろしかったでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

ただ、さっき地区センターの中で高校生の利用って話がありましたけれど、桜ヶ丘地区センターのほうでは可児高校の子たちの高校生はとっても多いです。その中で、子供たちがいるところに大人が来て、この前、勉強を教えている姿も見受けまして、地域の中で地区センターの中で、こういう勉強をしている。例えば、会議が終わると、少しおやつが残ったからあげるわとか、お茶をあげるわとかとやっていましたり、勉強を教えたりも大人がされていたので、こういうところで交流の場にもなるんだなということとはちょっと見たりもしましたが。すみません。

それじゃあ、まずはこの学習スペースを設けることにつきましては、広聴部会にはこのよ

うなお伝えをするということですので、お願いいたします。

それから、もう一つすみません、取り急ぎまして、公共交通機関の知名度向上に関する意見書というのが出ております。こちらにおきましては、やはり高齢者の方の車の運転が危うくなって免許証を返納される方も多いですので、そういった移動支援ということに関して、より公共交通機関の認知度を向上させるための情報発信に努めることというのが高校生からの意見書として出ておりますが、こちらについていかがでしょうか。

○副委員長（川合敏己君） これは、記の下で、1. 市が運営する公共交通機関の認知度向上のための情報発信に努めることということなんですが、私、このとき、このグループの中にいたんです。実はこれ、急遽、結構内容を変えてつくったやつで、時間がなかった中でのあれだったものですから、高校生がもちろんこれをつくったんですけども、これはデマンドバスのことを言っていて、ああいう地域密着型の公共交通機関があるにもかかわらず、さつきバスはもう誰でも知っているものですから、そういう便利なものを結構どうやって使ったらいいかとかも含めて、いま一つ浸透していないんじゃないかというような意見が出ていたんですね。

だから、その認知度を高めていただければ、もう少し、今ある資産で利用率を上げることができるんじゃないかとか、返納した後もうまく活用してやっていただけることができるんじゃないかということから、この意見書がつけられたように私はちょっと記憶しているんです。

なので、そうすると例えば高校生に対してはSNSがいいのか、ちょっとどういうふうがいいのか、ネット上でのいわゆる情報公開をもう少し高校生に分かりやすくしてあげるとか、あとは高齢者に関して言えば、やはりもう少し、これは市のほうがきちんともう一回丁寧に分かりやすく広報していただくのがいいのかなというふうにはちょっと思っておりますので、こういった意見があったよということでも申し添えるというぐらいしかないんじゃないかなあとは思いますがね。

○委員（富田牧子君） 高齢者が知らないということはないですよ、はっきり言って。そう思っているかもしれないけれど、それぞれさっきの、この80歳のあれを見ても、みんなつながりがあって、それなりにやっぱりいろいろ情報は入っているの。ただ、自分が利用するかしないかという選択もあって。なので、わざわざそんなことは要らないんじゃないかと私は思います。せっかくの御意見ですけど。

○委員長（田原理香君） じゃあ、こちらにつきましてはどうしましょう。聞きおきという形で、市のほうとしても、もちろん皆さんに知らせていくということはやってみえておりますので、引き続き情報発信に努めていただければいいなということで。

○副委員長（川合敏己君） そうです。それでいいと思います。

○委員長（田原理香君） 分かりました。じゃあ、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、次に進めていきます。

次の協議事項ですが、資料番号16を御覧ください。春の議会報告会についてです。

前回、教育福祉委員会として、高齢者を孤立させないために地域でできることというのをテーマでさせていただくことになりました。開催場所は、帷子地区センターと久々利センターということでしたが、帷子地区センターはちょうど春祭り、公民館地区センターまつりがあるということでしたので、5月9日として久々利地区センターを押さえていただきまして、やることと予定しております。

時間は、やはり午前中のほうがいいのかなということで10時から。そうしますと、集合時間は9時半で、久々利地区センターを入ったところで、前、和室でやったことがあるかと思いますが、足が痛いかもしれませんので、椅子席のところ、どん突きのところの会議室を押さえると。

ただ、ここの部屋はそれほどたくさん入れるわけではございません。後ほど、ちょっと人数については申し上げます。

テーマは、高齢者を孤立させないためにできること。

初めに、可児市での、先ほどちょうど説明がございました高齢者を孤立させないための事業、取組を御説明いただいて、その後、各グループで困っていること、不安などを出してもらおうということで、特に久々利では、今聞きますとごみ出しのところ、それから移動支援のところをちょっと地域の中で困っているという話も聞いたことがあります、ここの久々利は団地とは違いまして、非常につながりがあるところだというふうに聞いております。

対象者は、地区社会福祉協議会の皆さん。ここの場所でサロン「さくらいそう」をおやりになっていらっしゃるし、民生委員さん、元久々利まちづくり委員会の皆さん、ほか福祉に携わってみえる方々を対象でどうでしょうかと思っております。

近くに、元農協さんのところに東部地域包括支援センターがあるのは御存じだと思いますが、そちらの職員にも御参加いただき、地域包括支援センターから見える久々利地区の現状と課題を出していただき、それこそ地域包括ケアシステムじゃないですけども、一緒になって解決策を探っていくということでできるんじゃないかと思えます。

対象者は地域の高齢者とお書きしたんですが、これは全部の方が本当にいらっしゃるだけでも入れません。そこが大体30人も入ったらいっぱいになりそうなところですので、先日、副委員長とざっと計算しますと24人ぐらいで、あと私たちが入って、それから広聴部会の担当の方、広報部会の方、議長、副議長があと入ることになりますと、二十四、五名の方。そうすると、ここのもちろん自治連合会の会長さんたちにもお声がけをする、それから地区社会福祉協議会さん、民生委員さん、要はふだん携わってみえる方々、お年寄りの方々にお声がけをするということだけで多分いっぱいになるかなと思うので、地域の回覧はよいかないというふうに思っております。そのかわり、民生委員さんやぜひ来てほしい方々の高齢者の方々、ボランティアの方々においでいただけたらと考えておりますが、この件におきまして御意見がありましたら、お願いいたします。こんな感じでよろしかったでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ですから、回覧のほうも回すということはいたしません。もちろん、広報で流すということとはありますけれど、このことだけで久々利地区に回すということはないで、こういった方々に、そのかわりとかん膝を突き合わせたやり取りをさせていただけたらと思いますので、お願いいたします。

○副委員長（川合敏己君） 今のでちょっと質問があるんですけど。ごめんなさい、打合せのときに聞けばよかったんですけど、これは広聴部会では今回、これは委員会ごとでやるということで決まっているものなんですけど、いつもやる議会報告会で予算のああいうものの説明もするんですか。どういうふうなやり方になっていますか。

○議会総務課長（梅田浩二君） 基本的には、今回それぞれの部会というか、委員会のやり方にお任せをするような形なんですけど、必ずしも決算とかをやる必要はございませんけれども、例えばこれに関わるようなことで、今年度予算、こういう見守り、孤立させない事業のためにこんなようなものがあるとか、そういうような形で関連事項を説明していただいてもいいですし、そのやり方についてはお任せというか、必ずしも使う必要はないということです。

先ほど言われた、今日、孤立防止のやられた結果の資料がございましたが、ああいったものを使われても結構ですし、その辺は各常任委員会にお任せという形でございます。

○副委員長（川合敏己君） そうですか。分かりました。

○委員（富田牧子君） すみません、私もちょっと聞きたいんですけど、1グループ何人かとかいう感じで、やっぱりグループごとにするんですよね、あの狭いところで。

○委員長（田原理香君） 全部でグループを6つか5つつくって、大体4人ずつ入って、私たちが……。

○副委員長（川合敏己君） 議員2人に対して、市民の方が4人で6人。

○委員長（田原理香君） 6人で、六五、三十ぐらいの席、30か31ぐらいの席でぎりぎり。

○副委員長（川合敏己君） 市民は六四、二十四人ぐらいを考えていて、そこに議員が2人ずつ入るといふ。

○委員長（田原理香君） それぐらいが、いっぱいかなと思います。また今、梅田課長がおっしゃいましたように、その内容におきましては、どういった資料をもっと出すのかとか、どういふ話をこういう福祉の件で出したほうがいいというのは、ちょっと副委員長と一緒にもう一回調べて、内容をちょっと考えたいと思いますが。

○副委員長（川合敏己君） 逆に、皆さんに意見を聞いておいてもいいです。

○委員長（田原理香君） 先に、じゃあちょっとこれをこのときに出したらどうだということももしございましたら、お聞かせください。

○副委員長（川合敏己君） 今までの、要するに議会報告会のようなやり方をして、あとグループ懇談会をするのか、それか全く新しい資料、さつき課長がおっしゃられたような独居高齢者に対するアンケートを行ったので、こういう結果が出ていますという報告をした後に懇談会をするのかとか、そういうような御意見を多分、委員長は求めていらっしゃるんだと思います。どういうやり方がいいですかという。それか、もしくはもう報告なしで、初めからや

っぱり懇談形式でやりましょうと。もしくは今、久々利のほうで実際サロンのほうでやっていらっしゃる活動を逆に報告していただいて、その後、そうすると活動報告でみんなが共有できますよね、久々利のまず活動を。その後、どういった活動ができるかというのを改めて検証していくというやり方もあると思うんですけども。

○委員長（田原理香君） 今回、久々利で高齢者を孤立させないためって、ほとんど孤立はしていないところなんです。どっちかというところ、昔から何とかさんと言えど何とかと分かってみえるし、あと特に婦人会、婦人の方々のつながり、女性のつながりが大変濃いところ。ですので、ある意味、ここでいろんな意見を教えていただけたらなと、参考にさせていただけたらなというふうに非常に期待ができるところでもあります。

○委員（中野喜一君） これ、テーマと現場と合っていない。

○委員長（田原理香君） そうですね。

○委員（中野喜一君） 最たるもので、きちっとみんな横のつながりのある地域だけでもね。

○委員長（田原理香君） ここはそうです。

○委員（中野喜一君） むしろ、ほかのところのほうがこういう課題ですね。私個人、久々利の親戚も友達もあるけどさ、見事なもんだわ。

○委員長（田原理香君） 見事なもん、本当に。

○副委員長（川合敏己君） 逆に、地域でやっていることを議員が教えていただく場にするとか。

○委員長（田原理香君） そうやね。ある女性の方で、やっぱり中心になられる方が見えるので、ああいう方が見ると本当に婦人部がまさに今まだ成り立っているところですよ。とっても参考になる。だから、高齢者を孤立させないためという、このテーマをやめて、可児市での取組はもちろん説明はすることはあっても、孤立させないためではなくて、この久々利地域でやっていることというところを教えてくださいという感じで、素直なところで。

○副委員長（川合敏己君） 民生委員もいるし、民生委員はこんなことをやっているよとか。

○委員長（田原理香君） 地域包括支援センターさんたちも合わせて、ここはこうやから、こんなこともされていますよというようにところを教えてくださいという素直なテーマにしてもいいですよ。

○副委員長（川合敏己君） そういうほうがいいんやろうか。

○委員長（田原理香君） どうでしょう、中野委員。

○委員（中野喜一君） まさにそのとおりだと思います。

○委員長（田原理香君） ちょっとついでに、まさにそのとおりのテーマをどうぞ。

○委員（中野喜一君） 久々利の……。

○委員（富田牧子君） に学ぼうとか。

○委員長（田原理香君） そうやね。

○委員（中野喜一君） 久々利の取組に学ぼう。

○委員長（田原理香君） 何の取組。教わろうみたいな、本当やね、高齢者の方に。久々利の

高齢者の方々に学ぼう……。

○委員（富田牧子君） そこら辺はお任せします。

○委員長（田原理香君） 分かりました。じゃあ、それは時間もございませんので、何と午後4時になってしまいましたので、委員長と副委員長でこちらのテーマの、大体そういう趣旨はよろしいですね。

〔「はい」の声あり〕

では、久々利ならではの中身にしたいと思います。

それでは、もうあと2つございます。

1つは、新型コロナウイルス対策ということにおきまして、今日も市から説明がございました。それで、ほかからこの時期に関しまして、今、他市町村におきまして、意見書とかいっようなを出しているところもあると。例えば、医療体制の強化を支援することとか、速やかに情報提供を適切に行うこととか、積極的な対策を講じること等々、出ているところもございますが、今いろんなところで出されておりますが、こちらの教育福祉委員会として、この新型コロナウイルス対策に関する意見書を出すということに関しまして、皆さんの御意見をお伺いしたいところでございます。どうでしょうか。

○委員（富田牧子君） 果たして、どこの病院でやってもらえるのか。もうほとんど該当しないわけでしょう、この可児市の中で。だから、それはあまり出しても意味がないと思いますけど、はっきり言って。そうしてほしいと思うのは誰でも思うけど。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

○副委員長（川合敏己君） 意見書の出ているところは、結構感染者が出ている御当地であったりするケースが多いように見受けました。ただ、可児市においては、今日も実は、市の窓口が総合政策課になって、県の窓口でその情報を頂くような仕組みもできているようなふうに、連絡会議ですかね。そういうのもできているということもありまして、今は本当に結構いっぱいいっぱいの中で、一生懸命、国も県もそれに準じてやってくさっているとは思いますが、そんな中では少し様子を見て状況ももしかしたら収束するかもしれない。ただ、これが長引くようであれば、6月ぐらいで足らず前の部分をしっかりと精査して、意見書として出していくということも可能性としてはあるかもしれないんですけど、今、3月の時点では、僕はそう必要はないかなと思っております。

○委員長（田原理香君） 今、副委員長のほうから、このコロナウイルス対策に関する意見書におきましては、市の説明も十分やっておられるということ、県との連携も持ってやってみえるということで、まだi n gのところ、出すところではないと。今後、また6月議会までに収束した後で、ちょっとやはりこれだけは出さなきゃいけない、国に出さなきゃいけないということがございましたら、そのときにまた皆さんに御意見を頂くということでもよろしかったでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

では、意見書に関しましては、今回は出さないということにさせていただきます。

それから、最後です。先日、西可児中学校の要望につきまして、そちらにおきましては中野委員が御尽力されたところでございます。それにおきましては、教育総務課のほうから回答を頂いておりますので、口頭ではございますが、皆さんに御報告して終わりにしたいと思います。

特別教室エアコンについて。現在、市政経営計画（令和2年度から令和5年度）に位置づけはございませんが、財政事情を勘案しながら整備の可能性を探っていきます。

門扉の交換について。令和2年度予算について、梅雨の時期前までに門扉の転倒・脱輪対策は実施する予定でございます。

可動式黒板やホワイトボードの設置におきましては、黒板の老朽化における修繕は学校の要望により状況を確認しながら、張り替える対応策を実施していきます。ただ、西可児中学校については、すぐ実施しなければならない状況ではございません。ほかの営繕を優先して実施していきます。可動式黒板の導入におきましては、費用面、他校とのバランスを踏まえて、大規模改修時に検討していきます。また、ホワイトボードの設置につきましては、必要性、優先順位を考慮して設置していきます。

資源回収の常時回収ボックスの交換につきましては、PTAで実施しているため、学校とPTAで相談の上、対応してお願いをしていきますということを教育総務課のほうから御返答いただきましたので、またこれを見たいわという方がありましたら、山口さんのほうまでお聞きになってください。

ほか、これだけはここで話をしておきましょうとか、何かということがございましたら、御意見いただきますが、いかがでしょうか。よろしいですかね。

〔「なし」の声あり〕

すみません、皆さん。大変、長時間にわたりまして、本当に本当にお疲れさまでございました。ありがとうございました。これで終わりにいたします。

閉会 午後4時06分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月13日

可児市教育福祉委員会委員長